

デジタル時代の著作者名表示を考える

吉川信之 (理事・著作権担当)

著作者不明の著作物をオーファンワークス (孤児作品) と呼び、写真著作物の分野ではその増加が問題となっています。著作権法の改正で、授業目的での著作物の使用に対し著作者に補償金を支払う「授業目的公衆送信補償金制度」の運用・分配がスタート。この制度を活用するためには、公表された写真に写真家名 (著作者名) が明記されることが必要です。改めて、デジタル時代の著作者名表示を考えてみませんか。 (著作権委員会)

著作権法では著作者人格権のひとつとして氏名表示権を定めています。著作者 (写真家) は、撮影した写真を公表するときに著作者名を表示するか、しないか、表示するならば本名で公表するのか、ペンネームを使用するかを自由に選択できます。この権利は人格権なので「一身専属」とされ、他人に譲渡したりすることはできません。氏名表示権は大切な権利です。

近年、オーファンワークス (孤児作品) と呼ばれる、著作者不明の写真が急増して大きな問題となっています。写真の著作権は写真家の死後 70 年間保護され、権利者に占有されます。他人の写真を使うためには、使用許諾が必要となります。「写真を使いたいのでしょうか?」という相談が JPS 写真著作権相談室に寄せられます。正しい手続きをして写真を使いたいだけでなく、著作者がわからないので使えない、というケースが増しているのです。

写真は著作権の保護期間について、長い間特別な扱いを受けてきました。旧著作権法では「発行または製作後 10 年間 (他の著作物は著作者の死後 30 年間)」、現在の著作権法 (1971 年施行) 改正時にも写真だけが「公表後 50 年間」とされました。写真著作権が他の著作物と同様の「著作者の死後 50 年間」に改正されるには 1996 年 (翌年施行) までかかりました。

理由として「著作者不明の写真が多いから」と議論されたことが国会の記録にも残っています。「かつては著作者名の表示を欠く場合が非常に多かった。そして、その写真の著作者をなかなか特定することが難しかった (原文ママ 第 139 回国会 参議院文教委員会議事録第一号抜粋『著作権関連記事 II』JPS)」。著作者不明の写真が多いと「著作者の死後から保護期間を起算するルール」が機能しなくなってしまうという指摘です。著作者名表示の徹底は、写真界全体にとっても重要な問題なのです。

●Exif ファイルに著作権情報を書き込む

デジタル写真に、どのように著作者名を表示すればよいのでしょうか? これは写真データでの受け渡しと、作品の公表に分けて考える必要があります。

かつて、写真の受け渡しにはモノが介在しました。

プリントの裏に著作者名や連絡先を書いたシールを貼り、ポジのマウントやネガ袋に必要な情報を明記する。デジタル移行した後も、DVD-ROM などのレーベル面に著作者名や連絡先、使用条件などを記載することができました。しかし、オンラインで写真データのみを送受信するようになると状況が変わりました。物理的な書き込みができる写真の入れ物がなくなってしまったのです。

対策として、写真ファイルの Exif に著作権情報を書き込むという方法があります。Exif フォーマットの中には、撮影年月日や撮影情報などとともに著作権情報を記録できる項目が準備されており、カメラや現像ソフトを使って書き込むことができます。

カメラで設定すれば、撮影した写真に自動的に著作権情報を書き込むことができ便利ですが、情報量に制限があります。現像ソフトでは、多くの情報を記載できるのがメリットです。写真の使用条件を記載することなども可能で、複数のプリセットを作成し、目的に応じて内容を使い分けることができます。

筆者はこれらを組み合わせて使用し、撮影時にカメラの設定で基本的な情報を記載、必要に応じて現像ソフトで詳しい情報を上書きしています。

記載する情報は最低限、著作者名と連絡先が必要でしょう。著作者は誰か、どのように連絡をとることができるのかということです。しかし、電話番号や仕事用のメールアドレスを写真データに記載してしまうことに抵抗がある方も多いでしょう。

その場合は、転送設定をしたフリーメールなどを準備し、著作権管理用とする方法も有効です。

●Web での公表は画面内に記載!

写真の公表はインターネット上のホームページやブログ、SNS など行われることが多くなりました。この変化もオーファンワークス増加の原因です。

インターネット上で写真を公開することは、写真データ自体の掲載です。写真の隣に著作者名を記載することは大切ですが、ページ上では写真と著作者名は別のファイルとして存在します。もし、写真だけをドラック&ドロップでコピーしたり、インラインリンク (画像の直リンク) で表示されてしまえば著作者名は反映

されません。

無許可での写真の複製や使用は著作権の侵害となりますが、私的な範囲や教育目的での使用（後述）では権利が制限されることもあります。また、「インラインリンクは Web のページ上の写真データへの直のリンクなので著作権侵害に当たらない」という判決もあり厄介です。写真と著作者名が別ファイルとしてインターネット上に掲載されることは大きな問題なのです。

対策として、写真の画面の中に著作者名を記載する方法があります。最近ではブログや SNS など、インターネット上での写真公開で、この方法を使っている写真家が増えてきています。

方法は簡単。アップロードする写真を複製し、画像ソフトなどで著作者名を記載すればよいのです。誰かが意識的にレタッチしなければ、記載した著作者名が消えることはありません。

写真家にとっては馴染みの薄い方法ですが、絵画や書、彫刻などの分野では一般的。作品の中に署名を記載することは昔からの習慣となっています。

●著作権者 ID を活用しよう

公表した写真をオーファンワークスにさせない方法として、Exif 情報の活用と写真画面への著作者名の記載という方法を紹介しました。しかし、これでは情報不足だという方も多いでしょう。

一般社団法人日本写真著作権協会（JPCA）では加盟する 11 写真団体会員の職業写真家をはじめとする会員に「著作権者 ID」を付与しています。

この番号は写真や美術などといった視覚芸術団体とともに作成した、著作者を特定するための識別番号です。JPS ではすべての正会員に著作権者 ID が割り振られ、会員証に記載。JPS ホームページの「会員情報」でも公開しています。

著作権者 ID は先頭のアルファベット 4 文字が国や著作物の分野を示し、続く数字 4 桁が所属団体名、末尾 4 桁が個人番号（JPS では会員番号）を表します。所属団体名と会員番号を組み合わせることで、著作者を特定することができるという仕組みです。含まれる情報は団体名と会員番号だけなので、安心して使用す

● Nobuyuki Yoshikawa / HJPI320110002322



カメラの設定で、写真ファイルの Exif に自動的に著作権情報を書き込むことができます。

ることができます。

写真の使用を希望する人がこの番号から写真家にアクセスするためには、JPCA の事務局に問い合わせることから始まります。JPCA は番号から写真家が所属団体を判断し、団体の事務所を紹介。照会者が団体を介して問い合わせることで写真家と連絡をとることができます。多少の手間はかかりますが個人情報を守り、著作者の転居などにも対応することができます。是非、ご活用ください。

●公衆送信に伴う補償金の発生

現在、2018（平成 30）年の著作権法改正によってスタートした「授業目的公衆送信補償金制度」の運用が始まっています。従来から学校の授業などでは「必要かつ適切な範囲」での著作物の複製などが著作権者の許諾を得ることなく、無償で認められていました。

近年、タブレットやコンピューターなどの ICT 技術を活用した機器が学校の授業で使用されるようになりました。著作物のデータをコンピューターやタブレットに送信して使用することは複製ではなく公衆送信になります。著作権法の改正で、著作物を許諾なしに使用できる範囲を公衆送信まで拡大し、権利を制限される著作者に対して補償金を支払うことになりました。なお、補償金の支払い対象者は著作者本人とされています。

この制度では学校の設置者から指定管理団体（SARTRAS）が学校種別ごとの単価に生徒数を乗じた額の補償金を収受し、権利者に分配します。補償金の徴収と分配はすでに始まっています。

具体的には、授業の予習・復習用の資料をメールやサーバーで送信したり、リアルタイムの配信授業や講義映像の送信なども可能です。しかし、インターネット送信はその広がり制限がなく、権利者への不利益が大きくなる懸念があります。そのバランスを取るために制度を利用する教育機関の設置者が補償金を支払い、著作者に分配するという仕組みです。

教育現場ではたくさんの写真が使われることでしょう。補償金の支払いは著作物を利用した教育機関からの利用報告などを元に集計されるので、著作者不明の写真には補償金を支払うことができません。公表された写真に著作者名が明示されることが必要なのです。

続いて 2021 年には図書館での複写サービスに公衆送信を加える「図書館等公衆送信補償金制度」が成立し、補償金制度の導入や運用の検討が進められています。この場合にも、写真を公表する際に著作者名表示が重要となります。

写真の著作者名表記の問題は、氏名表示権という写真家の精神的な問題に加えて、経済的な問題である補償金の受け取りにも及ぶことになりました。写真家自身の問題として真剣に著作者名表示を考える必要があると考えます。